



赤沼 聖吾

一般社団法人東北経済連合会 常任政策議員  
東日本大震災復興対策委員会 副委員長

## 4 つ の 壁

震災から3年半が過ぎようとしており、復興へ向け、被災各地で事業が最盛期を迎えつつあります。

震災直後、復興は元に戻すのではなく、「新しい東北の姿」を造らなければならないと多くの方々がそれぞれの立場で発言されておりました。しかし、現実には厳しく、新しい東北の姿、被災自治体の将来の姿を描き切れていないまま、復興が進んでいるのが現状です。「法律の壁」「政治の壁」「予算の壁」「心の壁」を感じており、これらの壁は相互に関連していると考えております。

まず「法律の壁」ですが、現在の災害対策基本法は、復旧・復興の一次的責任を基礎自治体に置いております。阪神大震災では、資本蓄積の高い大都市神戸という限られたエリアで起きたため、この法律は機能しました。東は大阪・名古屋、西は岡山・広島など、大都市が控えており、民間主導の復興が可能でした。東日本大震災では、市町村を跨ぎ、県を跨ぎ、名古屋から広島までの距離以上の資本蓄積の低い広大なエリアが津波被災しました。国は基本法通り予算付けが主となり、復興は自治体任せになりました。被災自治体は弱体化した上、経験もなく、共通の問題・悩みを抱えながら事業を進めております。復興の現状を見るにつけ、広域大災害の早期復興のためには、国・県が主導する立法が必要であると考えております。

「政治の壁」ですが、当時の政権は復興の一次的責任を基礎自治体としましたし、復興まちづくりの予算が成立したのは震災8か月後、復興庁が立ち上がったのは一年後でした。政治家も現地入りし、問題解決に当たりましたが、それが政治の大きな力には成り得ませんでした。昭和三陸津波（1933年、昭和8年）では、昭和大恐慌・凶作の後で、経済再生計画というベースがあったにせよ、3週間で復興計画・復興予算を成立させています。経済規模・行政規模等大きく異なるとはいえ、その気概、大局観は見做すべきものがあります。

「予算の壁」は、今回の復興予算は、阪神大震災を下敷きに津波被害を加えて作られたと言われておりますが、被災の質が異なった上に、縦割り予算となりました。復興まちづくりは、総体的なもので、事業毎の縦割り予算では、事業間に隙間が生じます。また、被災自治体側は予算をどのように獲得するかに目が向き、将来の全体像を見え難くし、復興まちづくりが不完全なもので終わる可能性が大きくなっています。予算総額が抑えられても、自由度の高い予算であれば、知恵を出し合い、バランスの取れた復興が可能になると考えております。

もう一つ「心の壁」ですが、人口流出と土地の問題です。復興は、将来像とその工程を明確にし、住民の皆さんに理解していただき、希望とやる気を持ち続けて貫かなければなりません。それには早期決断と実行する仕組み、スピード感と見える化が重要です。次代を担う子育て世代の人たちほど、職場、教育、医療など深刻な問題ですし、土地問題も時間が過ぎるほど公共心が薄れ、対応が難しくなります。早期復興への希望が懐疑に変わる時、人口流出が急速に進み、土地問題も解決を複雑にします。各被災自治体でそれが現実になっており、人口と土地問題は復興計画のベースであることから、復興を更に難しいものにしております。

現在、今回の経験を踏まえ、災害対策基本法の見直しがされておりますが、この「4つの壁」を切り口に、今後の広域大災害対応に向け、産・官・学の連携、その中でも特に民間の知恵・ノウハウをいかに上流から活用するか、その仕組みを基本法に盛り込むことが重要であると考えております。

（鹿島建設株式会社 専務執行役員東北支店長・あかぬま せいご）